

議案第55号

目黒区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年11月22日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

目黒区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年10月目黒区条例第36号）の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第16条・第17条」に改める。

第15条第3項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、
法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第16条を第17条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

（目黒区災害弔慰金等支給審査委員会）

第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、区長の附属機関として、目黒区災害弔慰金等支給審査委員会（以下「支給審査委員会」という。）を置く。

2 支給審査委員会は、医師、弁護士その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員5人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付則第3項中「第13条第1項」を「第14条第1項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 区長の付属機関として目黒区災害弔慰金等支給審査委員会を設置するとともに、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第27号）等の施行に伴い、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資 料

目黒区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>目次</p> <p>第5章 雑則 (第16条・第17条)</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 (現行に同じ。)</p> <p>2 (現行に同じ。)</p> <p>3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については</p> <hr/> <p>、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び</p> <hr/> <p>第12条の規定によるものとする。</p> <p>第5章 雑則</p> <p>(目黒区災害弔慰金等支給審査委員会)</p> <p>第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議す</p> <hr/> <p>るため、区長の附属機関として、目黒区災害弔慰金等支給審査委員会 (以</p> <hr/> <p>下「支給審査委員会」という。)を置く。</p> <p>2 支給審査委員会は、医師、弁護士その他区長が必要と認める者のうちか</p> <hr/> <p>ら、区長が委嘱し、又は任命する委員5人以内をもって組織する。</p>	<p>目次</p> <p>第5章 雑則 (第16条)</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第1</p> <hr/> <p>3条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</p> <p>第5章 雑則</p>

3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第17条 (現行に同じ。)

付 則

3 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第14条第1項の規定によるものとする。

第16条 (省略)

付 則

3 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項の規定によるものとする。